主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件再抗告の趣意は、別紙書面記載のとおりである。

所論第一点は、違憲をいうが、実質は単なる法令違反の主張であり、同第二点は、 判例違反をいうが、引用の判例はいずれも事案を異にして本件に適切でないから、 いずれも少年法三五条に定める適法な再抗告の理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年一月三一日

最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官